

厚生労働省令第百三号

建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和四十五年法律第二十号)第十二条の二第二項の規定に基づき、建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十三年三月三十日

厚生労働大臣 坂口 力

建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則の一部を改正する省令

建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則(昭和四十六年厚生省令第二号)の一部を次のように改正する。

第二十五条中「設備」の下に「(以下この条において「清掃用機械器具等」という。)」を加え、第二号及び第三号を次のように改める。

二 清掃作業の監督を行う者が、職業能力開発促進法(昭和四十四年法律第六十四号)第六十二条第一項に規定する技能検定であつてビルクリーニングの職種に係るものに合格した者又は、免状の交付を受けている者であつて、次のいずれかに該当するものであること。

イ 厚生労働大臣が指定する清掃作業の監督を行う者のための講習の課程を修了し、修了した日から六年を経過しない者

ロ イの講習の課程を修了した者であつて、厚生労働大臣が指定する清掃作業の監督を行う者のための再講習の課程を修了し、その後六年を経ていないもの

三 清掃作業に従事する者が次の要件に該当する研修を修了したものであること。

イ 清掃作業に従事する者のすべてが受講できるものであること。

ロ 登録を受けようとする者又は厚生労働大臣が指定する者が実施主体となつて定期的に行われるものであること。

ハ その内容が、清掃用機械器具等及び清掃作業に用いる資材の使用法並びに清掃作業の安全及び衛生に関するものであること。

ニ その指導に当たる者が、ハの内容を指導するのに適当と認められる者であること。

第二十六条第二号を次のように改める。

二 空気環境の測定を行う者が次のいずれかに該当するものであること。

イ 厚生労働大臣が指定する空気環境の測定を行う者のための講習の課程を修了し、修了した日から六年を経過しない者

ロ イの講習の課程を修了した者であつて、厚生労働大臣が指定する空気環境の測定を行う者のための再講習の課程を修了し、修了した日から六年を経過しないもの

ハ イ又はロに掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者

第二十八条の見出しを「(建築物飲料水貯水槽清掃業の登録基準)」に改め、同条第三号中

「貯水^{そう}槽」を「貯水槽」に改め、同条第四号及び第五号を次のように改める。

四 飲料水の貯水槽の清掃作業の監督を行う者が次のいずれかに該当するものであること。

イ 厚生労働大臣が指定する貯水槽の清掃作業の監督を行う者のための講習の課程を修了し、修了した日から六年を経過しない者

ロ イの講習の課程を修了した者であつて、厚生労働大臣が指定する貯水槽の清掃作業の監督を行う者のための再講習の課程を修了し、修了した日から六年を経過しないもの

ハ イ又はロに掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者

五 飲料水の貯水槽の清掃作業に従事する者が次の要件に該当する研修を修了したものであること。

イ 貯水槽の清掃作業に従事する者のすべてが受講できるものであること。

ロ 登録を受けようとする者又は厚生労働大臣が指定する者が実施主体となつて定期的に行われるものであること。

ハ その内容が、貯水槽の掃除方法、塗装方法及び消毒方法並びに貯水槽の清掃作業の安全及び衛生に関するものであること。

ニ その指導に当たる者が、ハの内容を指導するのに適当と認められる者であること。

第二十九条第三号を次のように改める。

三 ねずみ、こん虫等の防除作業の監督を行う者が次のいずれかに該当するものであること。

イ 厚生労働大臣が指定するねずみ、こん虫等の防除作業の監督を行う者のための講習の課程を修了し、修了した日から六年を経過しない者

ロ イの講習の課程を修了した者であつて、厚生労働大臣が指定するねずみ、こん虫等の防除作業の監督を行う者のための再講習の課程を修了し、修了した日から六年を経過しないもの

ハ イ又はロに掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者

第二十九条第五号を次のように改める。

五 ねずみ、こん虫等の防除作業に従事する者が次の要件に該当する研修を修了したものであること。

イ ねずみ、こん虫等の防除作業に従事する者のすべてが受講できるものであること。

ロ 登録を受けようとする者又は厚生労働大臣が指定する者が実施主体となつて定期的に行われるものであること。

ハ その内容が、ねずみ、こん虫等の防除作業に用いられる機械器具及び薬剤の種類及び使用方法並びに防除作業の安全及び衛生に関するものであること。

ニ その指導に当たる者が、ハの内容を指導するのに適当と認められる者であること。

第三十条第二号から第六号までを次のように改める。

二 業務全般を統括する者が、免状の交付を受けている者であつて、次のいずれかに該当するものであること。

- イ 厚生労働大臣が指定する業務全般を統括する者のための講習の課程を修了し、修了した日から六年を経過しない者
 - ロ イの講習の課程を修了した者であつて、厚生労働大臣が指定する業務全般を統括する者のための再講習の課程を修了し、修了した日から六年を経過しないもの
- 三 清掃作業の監督を行う者が第二十五条第二号に規定する要件に該当するものであること。
- 四 清掃作業に従事する者が第二十五条第三号に規定する要件に該当するものであること。
- 五 空気環境の測定を行う者が第二十六条第二号に規定する要件に該当するものであること。
- 六 飲料水の水質検査を行う者が次の要件に該当する研修を修了したものであること。
- イ 飲料水の水質検査に従事する者のすべてが受講できるものであること。
 - ロ その運営が適切で、かつ、定期的に行われるものであること。

附則

- 1 この省令は、公布の日から施行する。
- 2 当分の間、この省令による改正後の建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則第二十五条第二号中「合格した者」とあるのは、「合格した者若しくは技能審査認定規程(昭和四十八年労働省告示第五十四号)に基づく労働大臣の認定を受けたビルクリーニング技能審査に合格した者」とする。